

山形県男女共同参画等の推進状況について

令和4年11月29日（火）

山形県男女共同参画審議会

目次

- ◇ 山形県内の女性を取り巻く現状

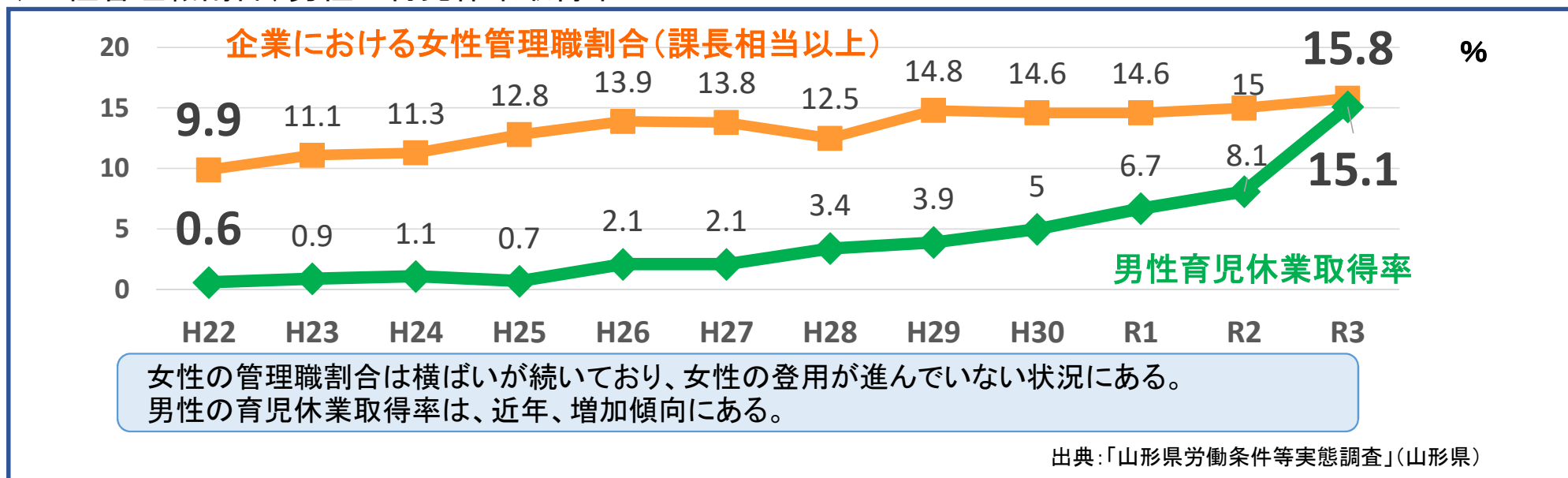
- ◇ 山形県男女共同参画計画の概要
 - ・令和4年度の主な取組み

- ◇ 第4次山形県DV被害者支援基本計画の概要
 - ・DV被害者支援基本計画に基づく取組み

山形県内の女性を取り巻く現状

男女共同参画における現状

(1) 女性管理職割合、男性の育児休業取得率



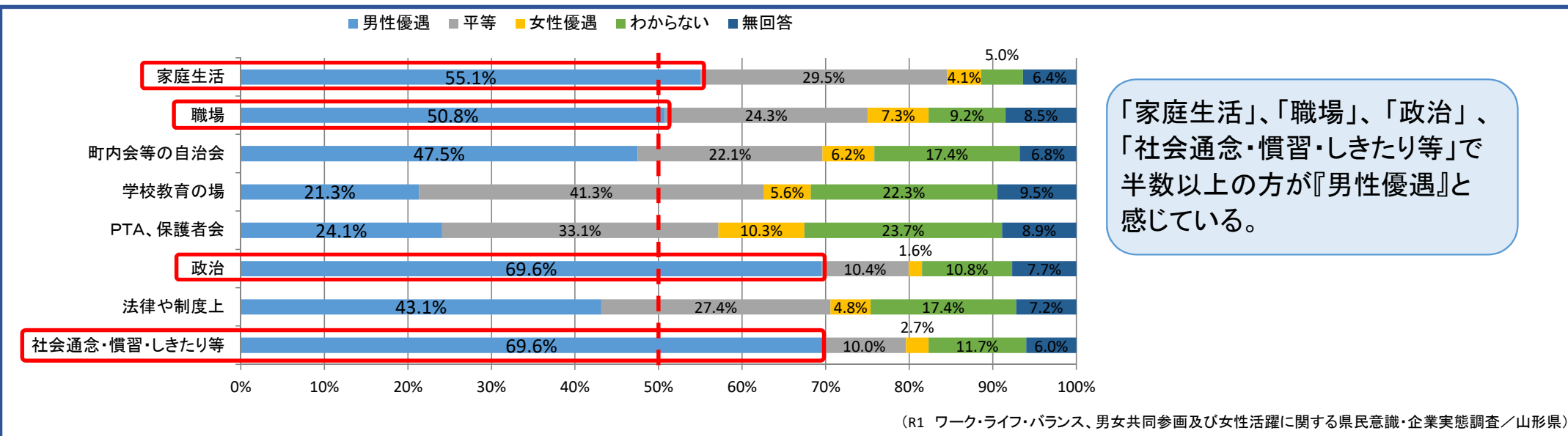
(2) 女性が働き続けるために必要なこと

1位	男性の家事分担等、家族の理解と協力 (41.1%)
2位	出産・育児・介護に関する職場の理解 (34.4%)
3位	労働条件の改善 (19.0%)

男女ともに、「男性の家事分担等、家族の理解と協力」が第1位となっている。

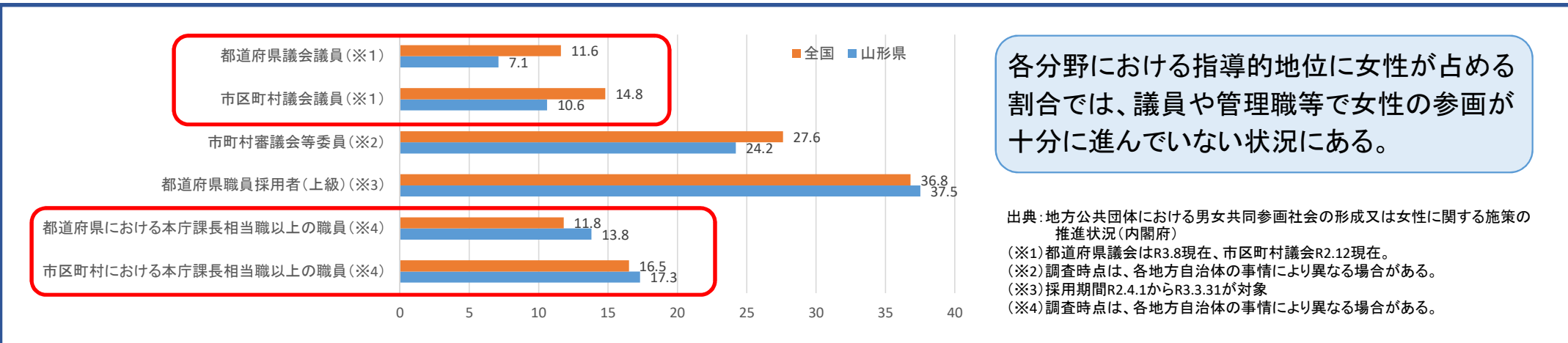
出典:「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」(山形県)

(3) 男女の地位の平等について



「家庭生活」、「職場」、「政治」、「社会通念・慣習・しきたり等」で半数以上の方が『男性優遇』と感じている。

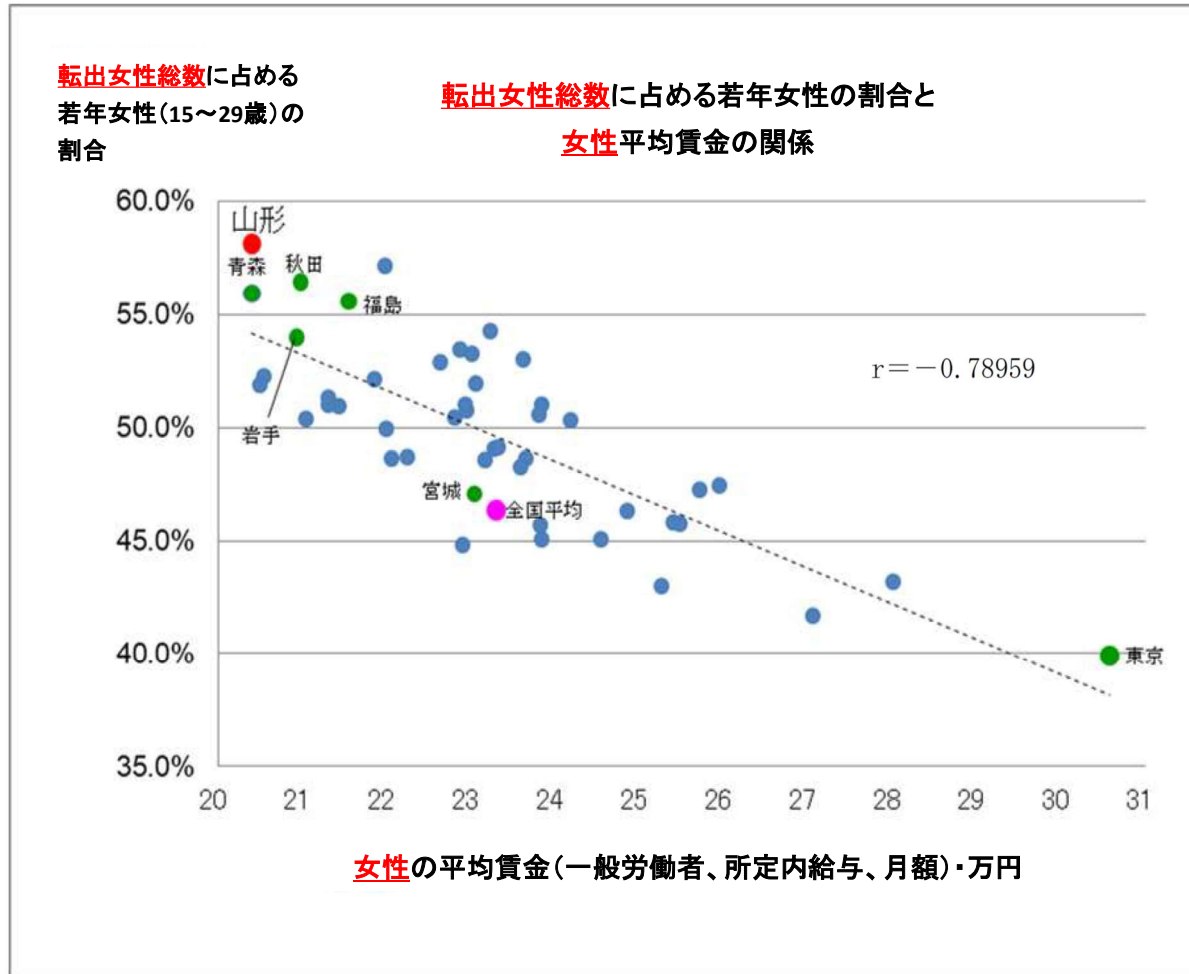
(4) 各分野における「指導的地位」に占める女性割合の全国と山形県の状況



各分野における指導的地位に女性が占める割合では、議員や管理職等で女性の参画が十分に進んでいない状況にある。

若年女性の県外流出と賃金の相関関係について

(1) 若年女性に係る賃金水準と転出の関係



「宮城県を除く東北5県は、東京（女性の賃金が高く、若年女性の転出率が低い）と対極にあり、全国平均からも離れている」

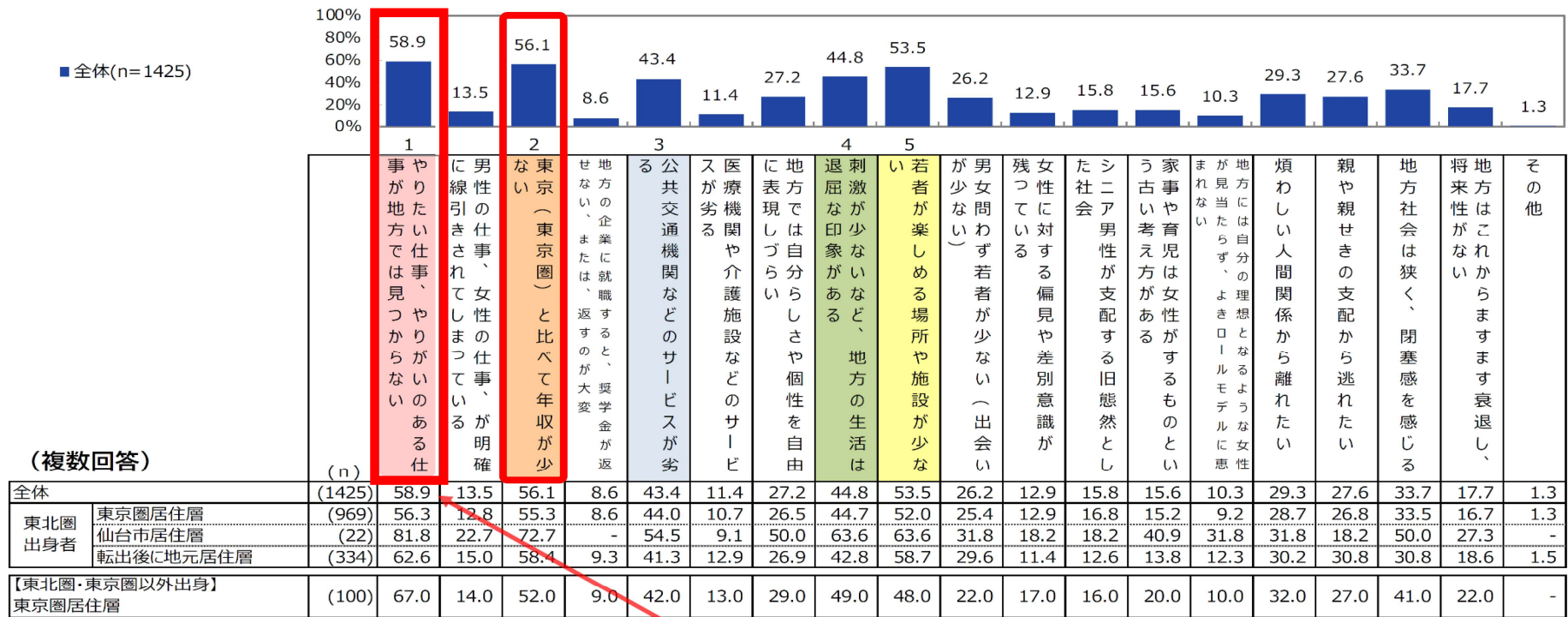
「賃金と若い女性の転出の間には、はっきりと負の相関関係がみてとれる」

「進学や就職時期を迎えるこの（若年女性）世代は、女性の賃金の低いところから高いところへ経済的な地位を見越して移動していく」

（令和2年6月11日の日経新聞記事）

出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」及び総務省「2019年住民基本台帳人口移動報告」より県統計企画課作成

(2)若い女性が東京圏を選ぶ理由(地方から転出する理由)



【インタビュー調査での順位付け】

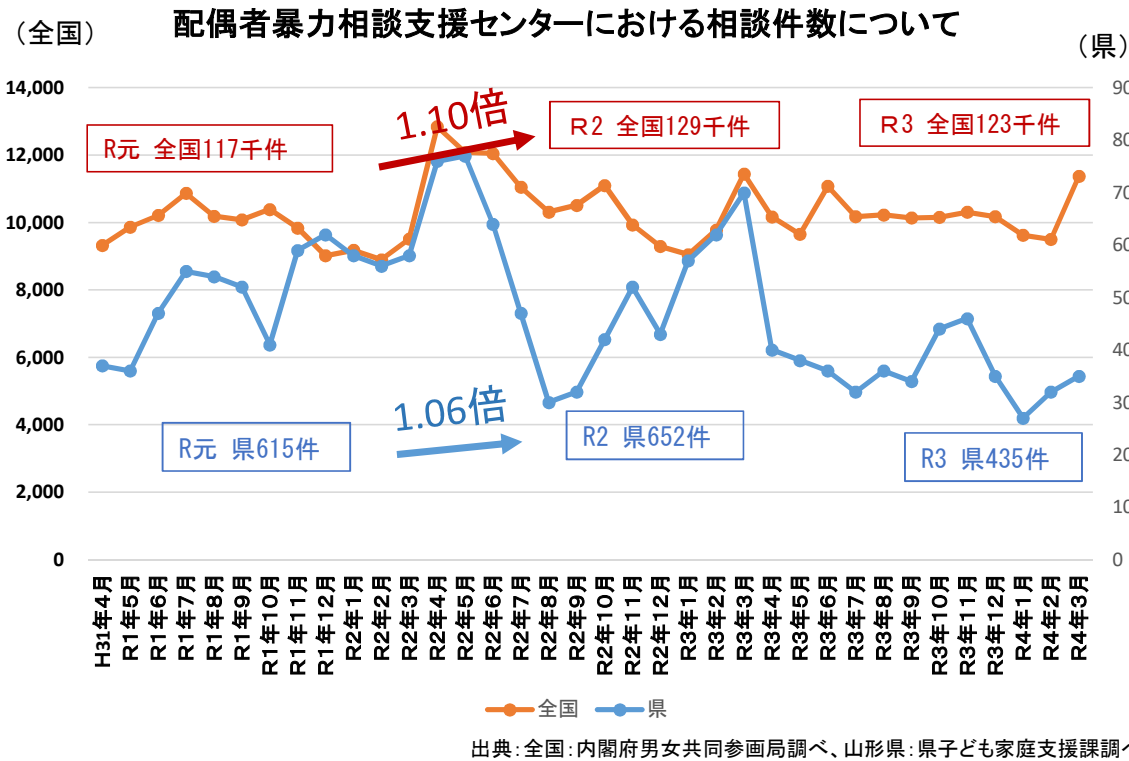
	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	#8
共感度1	1	2	1	5	1	1	1	1
共感度2	2	4	3	4	2	2	4	5
共感度3		5	2	1		3	5	2

一見様々あるようにみえるが...
1番の理由は やりたい仕事 やりがいのある仕事がない!
 2番目は「東京(東京圏)と比べて年収が少ないこと」になっている

出典：公益財団法人東北活性化研究センター「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」(R3.3) 結果概要抜粋

コロナ禍における女性への影響

(1) DV相談の状況



コロナ拡大後のR2、DV相談件数は全国的、本県ともに増加した。全国では横ばいが続いている。

(2) 世代別・男女別の自殺者の動向

① 全国

		※暦年値		
		R元	R2	R3
男性	39歳以下	3,804	3,996	3,935
	40歳以上	10,274	10,059	10,004
合計		14,078	14,055	13,939
女性	39歳以下	1,498	1,912	1,980
	40歳以上	4,593	5,114	5,088
合計		6,091	7,026	7,068
合計		20,169	21,081	21,007

② 山形県

		R元	R2	R3
男性	39歳以下	45	39	40
	40歳以上	96	97	111
合計		141	136	151
女性	39歳以下	5	19	13
	40歳以上	48	39	48
合計		53	58	61
合計		194	194	212

出典: 警察庁自殺統計

コロナ拡大後、県内では、若い女性の自殺者が増加している。全国的にも女性の自殺者が大幅に増加。

山形県男女共同参画計画の概要

■策定趣旨

社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくため、誰もが性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できるように、男女共同参画及び女性活躍を推進する指針を定めるもの

■計画期間 令和3年度から7年度までの5年間

計画の基本的な考え方

- ◆3つの基本の柱、9つの施策の方向、37の数値目標で総合的に推進！
- ◆女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけ、女性の活躍を強力的に推進！

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画を推進する上で最も重要な人権尊重の教育・学習、性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けて取り組みます。また、若年女性の定着・回帰に向けての取組みや防災等、性別に偏りのある分野への女性の参画促進に取り組みます。

II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

社会経済の変化に柔軟に対応していくため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。また、男女の雇用等における機会均等の確保と女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの取組みを促進します。



III 安全・安心に暮らせる社会づくり

暴力を根絶するとともに、貧困、高齢、障がいなど生活上の困難を抱える人が安心して暮らすことができるよう取り組みます。

■計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「山形県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく都道府県計画
- 「女性活躍推進法」第6条第1項に基づく都道府県計画

山形県男女共同参画計画の体系

基本の柱	施策の方向	主な施策	主な取り組み
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの加速化 ○ 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生向けライフデザインセミナーの開催 ・ 男女共同参画の視点を踏まえた公的広報の表現を広く啓発
	2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出  ○ 多様な暮らし方働き方を発信 ○ ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年女性のニーズを把握し、女性視点からの本県の魅力を発信 ・ 多様な分野で働く女性の交流会を開催
	3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災分野への女性の参画促進 ○ 女性の起業に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関心を高める防災女子カフェの開催 ・ 女性向けセミナー等で創業を促進
II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職、役員等への女性の登用促進 ○ 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織トップの意識改革を促すセミナーや「女性活躍前進懇話会」の開催 ・ ビジネススキルを学ぶ講座や交流会を通じた人材育成
	5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進 ○ 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進 ○ 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化 ○ 関係法令の遵守と男女間格差の是正 ○ ハラスメント防止対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍と働き方改革の推進者等を対象とした連続講座の開催 ・ 非正規雇用の正社員化や所得向上に向けた取り組み
	6 家庭・地域における男女共同参画の推進 重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事・育児・介護等への参画促進 ○ 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する団体や市町村と連携した普及啓発事業の実施 ・ 男性の家事・育児への参画や育休取得に関する機運の醸成
III 安全・安心に暮らせる社会づくり	7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性に対するあらゆる暴力の防止 ○ DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進 ○ DV対応と児童虐待対応との連携強化 ○ 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ べにサボやまがた等との連携強化 ・ デートDV防止に関する出前講座の開催
	8 生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージに応じた健康の保持増進 ○ 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進 ○ 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトを利用した妊娠・出産・育児に関する情報提供やメール相談等、妊産婦や子育て家庭を支援
	9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実 ○ 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援 ○ 多様な性的指向・性自認への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭応援センターにおいて、総合的な支援を実施 ・ LGBT等の理解促進に向けた啓発

目指す社会 **互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会**
 ～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

※3～5は「女性活躍推進法」の推進計画を兼ねる。

令和4年度の主な取組み

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり <男女共同参画計画 基本の柱Ⅰ)>

(1) オンライン100人女子会の開催

女性の県内定着・回帰につなげるため、県内外の若年女性を取り巻く現状や課題を聞き取り、女性も活躍できる環境づくりや、女性から見たやまがた暮らしの魅力発信に活かす。



(2) デジタルロールモデル集及び動画の作成・発信【新規】

県内女性の多様な生き方・働き方等をまとめたデジタルロールモデル集及び動画を作成し、若年層に向けて山形で暮らし働くことの魅力を発信する。

(3) 性別による固定的な役割分担意識の解消を促す啓発媒体の作成・発信【新規】

性別による固定的役割分担意識の解消を促す多世代向け啓発媒体（動画、リーフレット、パネル）を作成し、多様な広報手段を用いて広く県民に発信する。

◇R4オンライン100人女子会（テーマ別意見の抜粋 ○プラス意見 / ▼マイナス意見）

(1) 仕事や働くことについて

○共働きが多いので女性が働くこと、働き続けることへの理解がある企業が多い。

▼賃金が低くそもそも共働きをしないと生活が大変であり、女性が産休育休中に男性も育児休業を取得するのは金銭的に厳しい。

▼女性の役職者が少なく、ロールモデルとなるような上司が少ないため、キャリアプランを描きにくい。

▼共働きが多いのに、家事や育児など女性への負担が大きい。

(2) 家庭や子育てについて

○両親が近くに住んでいるので子育てを頼みやすい。

▼祖父母が子どもの面倒をみるのが当たり前という意識があるので、祖父母に頼れない人たちの肩身が狭い。

▼三世帯同居、近居など子どもを両親に見てもらえる人が多いからこそ、民間が参入しない（塾の送迎タクシーや、子どもの受診代行サービスなどが普及しない）。

▼無意識の固定観念があり、暗黙のうちに子育てや家事の負担が女性に偏在している。

(3) 地域について

○PTAの役職に女性が就くなど、徐々に男女の役割に変化が見られる。

○地域の方の見守りがあるので、子どもが一人で遊びに行っても安心。

▼子どもがいないと地域行事に参加するきっかけがあまりない。

▼地域のつながりなど家族以外で助け合える、安心できるコミュニティが欲しい。

▼地域や学校、親戚づきあいなど、人間関係が密で大変なことがある。

(1) 男女共同参画の視点に配慮した表現の促進【新規】

- ・ 公的広報における表現に関するリーフレットを作成

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現や、女性も活躍できる職場環境づくりの推進

- ・ 企業経営者層の意識改革のための「やまがたトップセミナー」の開催
- ・ 働く女性の意欲・実践力の醸成を図る「ビジネスウーマン交流会」の開催

(3) 男性の育児休業取得の機運醸成による男性の家庭参画の促進

- ・ オンライン連続講座「職場のための男性育休キックオフセミナー」の開催
- ・ 先進的な企業の取組み等を掲載したデジタルリーフレット「職場とパパのための男性育休のススメ！」による周知・啓発



「職場とパパのための男性育休のススメ！」

(4) やまがたイクボス同盟 (R4.10月末 531企業・団体加盟)

- ・ 加盟企業・団体で一体的に取り組む「やまがたイクボス同盟ウェブアクション」の実施
<テーマ>料理から始める家事参画プロジェクト

(5) マザーズジョブサポート運営事業

- ◆ 結婚・出産・育児期に離職した女性の就職希望に対応
- ◆ これから働こうとする女性一人ひとりのニーズに応じた就業のワンストップ支援窓口「マザーズジョブサポート山形」及び「マザーズジョブサポート庄内」を開設し、ハローワークにおける職業紹介機能との連携による一体的なサービスを提供。

👉 女性の就労支援に関するワンストップサービスの提供

マザーズジョブサポート山形・庄内

- 相談員の配置による相談対応
 - ▶ 就職の環境や条件が整っていない女性等の相談
 - ▶ 仕事と子育ての両立に関する相談・支援(保育情報など)
- 仕事と子育ての両立などに関する各種セミナーの開催
 - ▶ 労働局と連携した開催
- 特別相談事業の開催 (各月1回)
 - ▶ 山形県看護協会による巡回相談
 - ▶ 山形県福祉人材センターによる保育士・介護士等就職相談
 - ▶ 山形県母子寡婦福祉連合会によるひとり親家庭就業相談
- 保育ルーム「にこにこ」「きらきら」の運営
- 出張相談・セミナーの開催
- 就職面接用スーツ等の貸出



ハローワーク

- ハローワークにおける職業紹介等
 - ▶ ハローワークでの職業相談・職業紹介
 - ▶ 求人情報・労働市場情報の提供
 - ▶ 各種支援制度に関する情報提供
 - ▶ 職業訓練に関する相談
- 就職に関するセミナーの開催



マザーズコンシェルジュによる相談



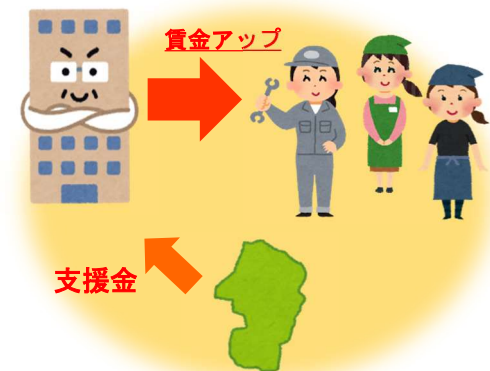
出張相談の様子

(6) 山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）

- ・R4. 4. 1～R5. 1. 31の間に、50歳未満の女性非正規雇用労働者の時給を30円以上増額し、1ヶ月以上継続して雇用した場合、3万円／人を事業者を支給（県内の中小企業等が対象）

【支給上限額】

業種等	上限額	
製造業、社会福祉法人	20人まで	60万円
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

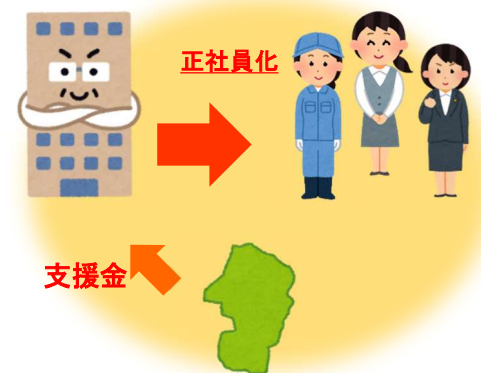


(7) 山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）

- ・R4. 4. 1～11. 30の間に、50歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換し、3ヶ月以上継続して雇用した場合、10万円／人を事業者を支給（県内の中小企業等が対象）

【支給上限額】

50万円（1事業者あたり、5人まで）



(8) 職場環境改善アドバイザーの派遣

- ・職場環境改善アドバイザー(社会保険労務士)が、常用雇用100人以下の企業を訪問し、多様で柔軟な働き方、育児・介護休暇やパワハラ防止の規定の整備など、女性が働きやすい職場環境づくりに向けた助言・支援を行う。



(9) 女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の情報発信

- ・HPやセミナー等で好事例を紹介。

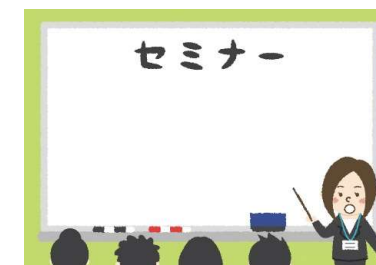
[山形県HP ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [労働・雇用](#) > **【特集】女性にやさしい職場環境のススメ**

(10) 女性新規就業支援事業の実施

- ・山形県中小企業団体中央会にコーディネーターを配置し、女性を新規に雇用する企業の掘り起こし及び職場環境改善を促進し女性の就業増を図る。

(11) 女性就業促進支援セミナーの開催

- ・県内企業を対象に企業の意識改革を促し、多様で柔軟な働き方の導入を促進するセミナーを開催し女性の就業増を図る。



女子学生の県内就職に向けた取組み【令和4年度 新規事業】

(1) ヤマガタ未来デザイン・オンラインキャンパスの実施

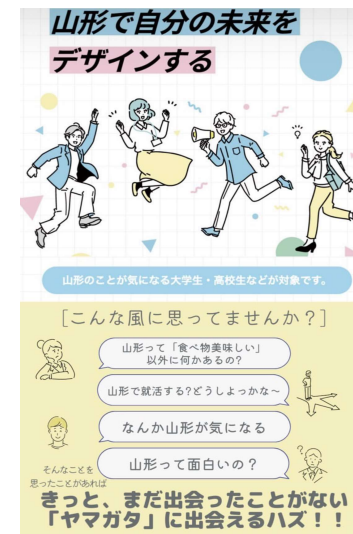
- ・ 学生等と県内企業の若手社員との座談会の開催
- ・ 学生生活を充実させるヒントやこれからのキャリア形成に役立つ知識を提供するゼミの開催
- ・ 県内企業若手社員交流会の開催
- ・ 女子学生積極採用促進のための企業向けセミナー

(2) 女子学生向け職種図鑑の作成

- ・ 県内に自分が学んだ専門知識を活かせる職種がある、自分が想定していない業種でも、希望する職種があるという「気づき」を学生に与えるための職種図鑑の作成

(3) 女子学生向け企業訪問バスツアーの実施

- ・ 観光とセットにした企業訪問バスツアーの実施により、県内企業を知ってもらう機会を提供するとともに、本県の魅力を知ってもらい、県内就職の意識を醸成



第4次山形県DV被害者支援基本計画の概要

DV被害にあったり、被害者を発見したら？

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

相談名・内容	相談窓口(実施機関)	電話番号	受付時間
DV相談	中央配偶者暴力相談支援センター	山形県福祉相談センター(女性相談センター) 023-627-1196	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	地域配偶者暴力相談支援センター		
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212	
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274	
	山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027	
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759	
DV相談	市町村担当課(福祉課等)	各担当窓口へお問い合わせください。	
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日(年末年始を除く) 8:30～22:00
女性の人権ホットライン	山形県地方務局人権擁護課	0570-070-810	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
女性の悩み等相談	山形県男女共同参画センター・チェリア	023-629-8007	月～木、土 金・日・祝日 (第1・3・5月曜日、第3日曜日、年末年始を除く) 9:00～17:00 13:00～17:00
		023-646-1181	第1・2・3水曜日 (年末年始を除く) 19:00～21:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110または 023-642-9110	毎日 24時間
性暴力被害者 電話相談	べにサボやまがた (やまがた性暴力被害者サポートセンター)	#8891または 023-665-0500	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～21:00
法テラス犯罪 被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 (祝日、年末年始を除く) 9:00～21:00 9:00～17:00
DV被害者 電話相談	特定非営利活動法人サポート唯	090-2366-8467	毎日 24時間
	よりそいホットライン (一社)社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日 24時間

DV相談ナビ (内閣府男女共同参画局)

は れ れ ば
#8008 24時間
受付

お近くの相談窓口(本県は「山形県女性相談センター」)
につながります。

DV相談+ (プラス) (内閣府男女共同参画局)

電話 24時間受付 0120-279-889

メール 24時間受付 soudanplus.jp

チャット相談 12:00～22:00受付

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、令和2年4月～臨時的に実施されています。

～「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の内容をもっと詳しく知りたい方へ～

- ◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の全文は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
県ホームページ [「第4次山形県DV被害者支援基本計画」](#) 検索
- ◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」に関する出前講座を実施しております。DVに関する研修会や勉強会を開催するときに御活用ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

山形県子育て若者応援部子ども家庭課 家庭福祉担当 〒990-8750 山形市松波二丁目8番1号
TEL:023-630-2267 FAX:023-632-8238 E-mail:ykodomokatei@pref.yamagata.jp

第4次山形県DV被害者 支援基本計画

計画期間：2021年度～2025年度

概要版

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。決して暴力は許されるものではなく、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖、不安を被害者の立場に立って理解、支援することが重要です。山形県では、DVを許さない社会づくりを進めるとともに、DV被害者の相談、保護、自立の支援を更に推進するため、新たに「第4次山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

基本目標

「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現」

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取り組みを進めます。

「予防」から「自立」まできめ細かな対応

県民全体でDVが重大な人権侵害であることを理解し、「予防」することが大切です。また、家庭内で行われ、潜在化・深刻化しやすいDV被害にあった場合に被害者がためらわず「相談」したり、関係者が「発見」できる環境の整備も大切です。さらに、被害者と子どもを迅速かつ安全に「保護」すること、そして、被害者が精神的かつ経済的に「自立」することができるよう「支援」するとともに、被害者の「子どもを守る」体制を強化することが極めて重要です。

「予防」から「自立」まで、行政や関係機関が「連携」して、被害者の立場に立った、切れ目のない支援を推進します。



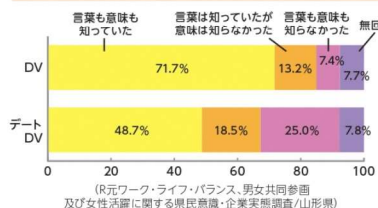
DVって何？

DV(ドメスティック・バイオレンス[Domestic Violence])は、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振られる暴力」をいい、暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力のみならず、大声で怒鳴るといった精神的暴力、交友関係を制限するといった社会的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力も含まれます。

DVの現状

(1) DVの認知度(県民意識調査)

- ・[DV]の認知度は84.9%。
- ・「デートDV」の認知度は67.2%。



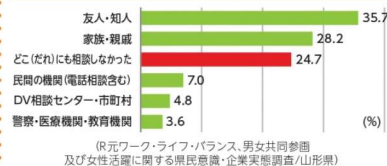
(2) DV相談件数と一時保護件数(県配偶者暴力相談支援センター)

- ・本県のDV相談件数(R元)は615件で、前年度比37.0%の増加。
- ・直近5年間の一時保護件数は10~14/年で推移し、約半数は子どもを同伴。



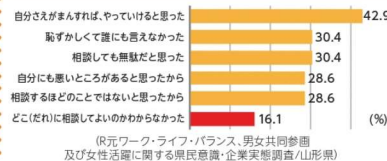
(3) DVを受けた時の相談経験

- ・県民意識調査によると、回答者の14.8%にDV被害を受けた経験があり、受けた時の相談先としては、「友人・知人」(35.7%)、「家族・親戚」(28.2%)に次いで、「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合(24.7%)が高い。



(4) DVを相談しなかった理由

- ・上記(3)で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人の理由については、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が42.9%と最も高い。
- ・16.1%が「どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから」と回答。



主要な課題

本県の現状を踏まえ、次の5つを主要な課題として、施策を推進します。

1. DV被害を予防する

DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防の啓発や人権尊重の意識を高める教育を行う必要があります。

基本の柱Ⅰ

2. 相談につなげる

被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要があります。

基本の柱Ⅱ

3. 当事者に寄り添う

相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要があります。

基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ

4. 子どもを守る

DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅴ

5. 連携により支援する

DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅵ

被害者の立場に立った切れ目のない支援

6つの基本の柱、17の施策の方向に体系化し、今後の方策により被害者の立場に立った切れ目のない支援を実行します。



DV被害者支援基本計画に基づく取組み

DV防止に向けた啓発

- ◇ DV防止及び相談窓口の啓発(リーフレットの配布)
- ◇ パープルリボンキャンペーン(11月12日～25日)「女性に対する暴力をなくす運動」期間
文翔館でのパープルライトアップの実施(11月15日～24日)
- ◇ デートDV防止出前講座の実施、デートDV防止啓発チラシの作成



STOP! デートDV 自分のも相手のも大切にしよう

デートDV(ドメスティックバイオレンス)とは
結婚していない恋人同士で起こる暴力を「デートDV」と呼びます。

デートDVの種類

- 身体的な暴力**
平手でもたく
髪の毛を引っ掛ける
殴る、蹴る
- 精神的な暴力**
罵倒する
傷つくことを言う
友達との付き合いを制限する
- 経済的な暴力**
お金をねだる
デート代を私占める
借ったお金を返さない
- デジタル暴力**
勝手にスマホを見る
無許可で写真や動画をアップ
GPS系のアプリの悪用
- 性暴力**
同意のない性行為
避妊に協力しない
性的な動画を無理やり見せる、撮影する

デートDVはとても身近な問題
女性の約6人に1人、男性の約12人に1人がデートDVを受けたことがあると答えています。
あなたの身の回りで起きているかもしれません。他人事だと思わないことが大切です。
※出典:「男女間における暴力に関する調査報告書」(内閣府2021年3月)

チェックしてみよう

- 相手のことが怖いとも思う
- 怒鳴ると、いつもあなたのせいだと責められる
- 友達と遊びに行くことを禁止されたり、制限されたりする
- メールやラインなどを勝手に見られたり、返事が遅いと怒られたりする
- 「バカ」など、傷つくことを言われる

1つでも当てはまった場合は、要注意！デートDVの可能性が
あります。

山形県・山形県人権啓発連絡ネットワーク協議会